

「厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針」主な改正の方向(案)

旧「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法のあり方についての大綱的指針」が平成13年11月に改定されたことを踏まえ、以下の通り所要の改正を行うこととする。

1. 「厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針」

→ 「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」

大綱的指針の名称が「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に改められたのを受け、厚生労働省の指針の名称を「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に改める。

2. 評価対象の拡大

- 「研究開発施策」及び「研究者の業績」も評価対象に追加する。
 - ・「研究開発施策」の範囲－厚生労働省の科学技術関係費のうち、一般会計中の科学技術振興費(独立行政法人評価委員会により評価される独立行政法人の事業を除く)、及び国立病院特別会計、産業投資特別会計、労働保険特別会計中の研究費を対象とする。
- 重点的資金及び基盤的資金による研究開発課題を評価対象として明示。
 - ・国が定めた明確な目的や目標に沿って重点的に推進される「重点的資金による研究開発課題」(研究開発施策による各事業のうちの公募型以外の研究開発課題、及び国立試験研究機関に措置された特定の研究事業等における課題)
 - ・研究開発機関に経常的に配分された資金により実施される「基盤的資金による研究開発課題」(国立試験研究機関の基盤的研究費)

3. 評価における公正さと透明性の向上

- 第三者評価・外部評価を推進する。
- 評価者の選任等に関するルールを明確化する。
 - ・評価者の選任にあたっては、利害関係者が評価者に加わらないようにする。
 - ・評価の客観性を保つために、例えば、年齢、所属機関、性別等に配慮して評価者を選任するよう努める。
 - ・評価委員会及び評価小委員会の委員は、当該研究事業等に応募することができない。(分担研究者として応募することを含む。)
 - ・評価委員会及び評価小委員会の委員は、自らが現在所属している機関に所属している者の研究開発課題については、評価しない。
- 評価結果の公開方法を明確化する。
 - ・評価実施主体は、課題の採否結果を個々の研究者に通知する。なお、必要に応じて評価結果の内容等を研究者に通知する。
 - ・評価終了後の適切な時期に、研究採択課題、研究費の交付予定額や研究報告書の概要、評価委員会委員の氏名について、刊行物、厚生労働省ホームページ等により公表する。
 - ・公表に当たっては、個人情報・企業秘密や未発表の研究成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点に配慮するものとする。
- 評価の際に客観的な情報の活用を図る。

4. 評価時期の見直し、追跡評価の試行

- ・研究開発課題については、3年の研究開発期間の場合、原則2年目で中間評価を実施する。
- ・5年以上の期間を有したり、研究開発期間の定めがない研究開発課題は、3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施する。
- ・優れた成果が期待される研究開発については、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施し、継続を決定する。
- ・必要に応じて、研究開発施策、研究開発課題等について追跡評価を行う。

5. 研究開発の規模等に応じた適切な評価

総額10億円（検討中）以上の大規模な研究開発課題については特に重点的に評価するとともに、年間500万円（検討中）以下、または実施期間が1年以内（検討中）の研究開発課題では、事前評価による審査を中心とし、事後評価は省略する、または評価項目を厳選する等の配慮を行う。

6. 競争的資金における事前評価・中間評価・事後評価の評定方法

- ・各研究開発課題につき、倫理面やエフォート（研究専従率）等に配慮しながら、専門的・学術的観点と行政的観点から、それぞれ3段階、5段階等の評価段階を定め、評点を付ける。（なお、それぞれの観点について細項目毎の評点付けは廃止する）
- ・その結果を基に、各研究事業等の特性を踏まえ、それぞれの観点の重要性を考慮して重み付けを行った上で、総合点を算出し、点数の高い研究開発課題を優先的に採択することを原則とする。

7. 重点的資金及び基盤的資金による研究課題の評価方法の明確化

○重点的資金による研究開発課題の評価

- ・研究開発施策による各事業のうち公募型以外の研究開発課題については、各所管課において、行政的観点と専門的・学術的観点等から評価を行い、その結果を研究者に通知するとともに、インターネット等を通じて公表する。
- ・国立試験研究機関等に措置された特定の研究事業等における課題については各国立試験研究機関等が評価を実施し、評価結果をインターネット等を通じて公表する。

○基盤的資金による研究開発課題の評価

- ・各研究開発機関の長の責任において、研究開発機関の目的等に照らして、評価方法を適切に選定し、評価を実施する。